

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業実施細則

2024年5月20日設定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業業務方法書（以下、「方法書」という。）に規定する離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業の実施に関し必要な事項を定め、当該事業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則で使用する用語は、特に定めのない限り、方法書において使用する用語の例による。

第2章 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

(コンソーシアムの構成等)

第3条 方法書第3条第2項に規定するコンソーシアムについて必要な事項は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- 一 事業計画に位置づけられた地方公共団体、企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等で構成された連携体であること。なお、地方公共団体の参画は必須とする。
- 二 事業計画に基づき、必要に応じてコンソーシアムの構成員以外の有識者や関係企業・団体、地域住民の代表者等も委員として、協議会・委員会等（以下、「協議会等」という。）を開催すること。
- 三 協議会等は、地方公共団体が構成している過疎関連や地域振興関連等の委員会・研究会等を活用することも可能とする。
- 四 コンソーシアムの代表団体は補助事業の遂行に必要な関連知識及び財政基盤を有し、かつ、補助事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員を有すること。また、代表団体による補助金の交付申請ができること。
- 五 構成するメンバーは、代表団体と補助事業遂行に関し契約もしくはそれに準じた取り決めを締結すること。

六 代表団体に所属し、本会との連絡調整、補助事業の運営・経費管理を総括する事務管理責任者を置くこと。

(補助金の交付申請期間)

第4条 方法書第5条第2項に規定する申請期間は、公募要領で定める期間とする。

2 方法書第5条第3項に規定する申請に必要な添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 補助事業計画書。
- 二 方法書第3条第3項の規定に関する誓約書。
- 三 その他本会が必要と認める書類。

(審査の基準)

第5条 補助金の交付申請が行われた場合には、方法書に規定する要件について、適正な審査を行うものとする。

2 方法書第6条第2項に規定する審査に関する必要な事項は、次の各号に掲げる基準とし、補助事業者を選定する際に考慮するものとする。

- 一 方法書第3条第1項第一号及び第二号に規定する申請資格の確認は、申請者が提出した離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業交付申請書及び細則第4条第2項に規定する添付書類との照合により行う。
- 二 方法書第3条第1項第三号に規定する申請資格の確認は、代表団体の直近2年分の決算報告書又は事業報告書及び定款又は寄附行為との照合により行う。
- 三 方法書第3条第3項の規定に該当しないことの確認は、申請者が提出した誓約書の確認により行う。
- 四 第一号から第三号の他、審査は事業内容及び事業実施体制、事業実施方法、事業実施スケジュール、補助対象経費等の各事項について、その的確性及び実現性、効率性、経済性等を基準として、申請者が提出した補助事業計画書の確認により行う。

3 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定された指定離島地域並びに有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）における特定有人国境離島地域からの申請については優先的に採択する。

(随意契約の基準)

第6条 方法書第8条第2項に規定する随意契約は、次の各号のいずれかに掲げる場

合に認めるものとする。

- 一 既存の契約に基づく役務提供者以外に当該役務を実施することが困難であると認められる場合。
- 二 当該契約を解除してまで新たに一般の競争又は指名競争に付すことの合理性が認められない場合。

（実績報告）

第7条 方法書第12条第2項に規定する実績報告書に必要な添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 支出証拠書類の写し。
- 二 補助事業報告書及び公表用事業概要資料。
- 三 その他本会が必要と認める書類。

（補助金の概算払）

第8条 方法書第18条第2項に規定する補助金の概算払請求に必要な添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 補助事業進捗状況報告書。
- 二 概算払請求金額の支出証拠書類の写し。
- 三 その他本会が必要と認める書類。

（附則）

1. 本細則の制定及び改正は、会長が行う。
2. 本細則は、方法書が経済産業大臣の承認を受けた日（2024年5月20日）から施行し、令和6年度予算に係る補助事業から適用する。